

周波数割当計画の一部を変更する告示案に係る意見募集
－920MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用－
に対して提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方

■ 意見募集期間：令和7年12月20日（土）から令和8年1月23日（金）まで

■ 意見提出件数：4件（法人・団体：3件、個人：1件）

※ 意見提出件数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者：

No.	意見提出者
1	プラネットセンス株式会社
2	個人
3	オーシャンソリューションテクノロジー株式会社
4	株式会社アークエッジ・スペース

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全般に関するご意見				
1	プラネットセンス株式会社	<p>本告示案において、現行システムに対する影響の懸念は小さく、宇宙利用への規制緩和の効果は大きいと考えるため、本総務省告示案に賛同する。</p> <p>理由1：現行の無線設備技術基準を変更しない前提で、現行システムと共用可能という評価も情報通信審議会でなされており他に大きな懸念も見当たらない。また、ITU無線通信規則との整合性の解釈も妥当と思われる。</p> <p>理由2：気候変動に端を発する海洋上および山岳地帯での災害リスクは加速度的に増加しており、その地域に対するセンシングネットワークの構築は急務である。オフグリッドでのセンシングを行うには低消費電力であるLPWAが最適と考えられ、地上網と補完した広域ネットワークを構築することができるため宇宙利用への規制緩和に期待する。</p>	賛同の御意見として承ります。	無
2	個人	<p>LPWAのカバーエリアを拡大でき、周波数の有効利用に資するため改正案に賛同いたします。</p> <p>なお、改正案の脚注J106A中「移動業務に密接な関係を有する」とは、例えば陸上等の移動業務のエリアを補完するような移動衛星業務は含まれるが、LPWAを移動衛星業務のみで使用する形態は含まれないと理解で正しいでしょうか？</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>ご質問の点については、変更案の国内周波数分配の脚注J106Aに記載している小電力業務用の無線局と同一の技術基準の無線設備を用いることにより、密接な関係を有するものに該当すると考えます。</p>	無
3	オーシャンソリューション	賛同の方針とする。	賛同の御意見として承ります。	無

	テクノロジー 株式会社	<p>理由 1：現行の技術適合を受けた無線設備から放出される電波が宇宙空間へ電波伝搬をした場合として、地上に於ける他の無線設備への影響は特段変化が起きない為 宇宙空間に於いて到達した電波の受信を妨げる必要性は無いと考える。</p> <p>理由 2：特に 920MHz 帯を用いた、LPWA 通信は携帯電波がカバーしきれないエリアを極めて低コストでセンシングデータの送信が可能となるため、 今後の宇宙空間に於ける広範囲な面での受信については、大きな効果が期待できる。 ワークを構築することができるため宇宙利用への規制緩和に期待する。</p>		
4	株式会社アーケッジ・スペース	<p>特定小電力無線局が送信する電波を人工衛星で受信することを可能とする制度整備については、地上通信インフラが未整備な地域における IoT 利活用を促進する観点から、有意義であり賛成いたします。防災、環境監視、社会インフラの遠隔監視等の分野において、低消費電力端末を用いた衛星 IoT は重要な手段となり得ます。一方で、最大出力 20mW の特定小電力無線局による衛星受信は、通信余裕が小さく、実運用においては受信成立条件が限定的となる可能性があります。このため、サービスとして成立するユースケースや適用可能エリアが限定される点については、今後の検証・検討が重要と考えます。なお、将来的な検討事項として、同じ周波数を使用する最大出力 250mW の陸上移動局についても、新たな影響を及ぼすものではないと考えられますので、宇宙通信で利用できるよう検討していただきたい。また、欧州においては ECC Decision (25)02 等により、人工衛星からの送信を含む周波数利用の検討が進められています。日本においても、国際的な動向を踏まえた継続的な議論の場が設けられることを期待いたします。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。 また、250mW の陸上移動局については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無